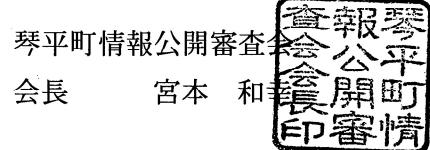


元琴情答申第3号
令和2年3月4日

琴平町議会議長 安川 稔 様



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 議会

諮問日 令和元年12月10日（元琴議発第74号）

事件名 令和元年10月28日付元琴議発第57号による行政文書公開決定処分に関する件

第1 審査会の結論

実施機関が、令和元年10月28日付で行った保有する文書の全部を公開することとした判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

(1) 審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、琴平町長に対して、令和元年10月15日付で、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

「平成5年度 琴平町水道事業会計決算書記載事実の、繰越余剰金約9,001万円が、平成9年度 琴平町水道事業会計決算書記載事実において、約26,583万円の累積欠損金に転じた理由を特定し得る資料。つまり、約35,584万円の金額の使途を特定し得る資料」

(2) 琴平町長は、条例第13条第1項の規定により、本件請求については議会により作成又は取得し、保有していると認められるとして、令和元年10月21日付で、本件請求の事案を実施機関である議会に移送した（元琴総発第84号）。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和元年10月28日付で、保有する文書の全部を

公開する公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3. 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年 11 月 5 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分が本件請求に合致しておらず本件処分で公開された文書以外の本件対象文書の全ての公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求は、実施機関が令和元年 8 月 27 日付の公開決定（以下「元琴議発第 33 号」という。）で公開した文書の記載内容の詳細を確認するもので、特定の回答を求めたものである。
- (2) 実施機関は、本件請求と同様の請求に関して、元琴議発第 33 号では特定の文書の存在が「ない」としたにもかかわらず、本件処分では当該文書の存在を「ある」として、元琴議発第 33 号で公開したものと重複する文書の公開をした。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件対象文書のうち保有している文書については、本件処分で全て公開している。
- (2) 実施機関が、本件請求に関して文書が「ない」としたのは、実施機関が元琴議発第 33 号で公開した文書以外には保有していないという趣旨であり、本件請求に関して、文書が「ある」としたのは、元琴議発第 33 号で公開したもののうち、本件対象文書にもなる文書が存在するという趣旨である。
- (3) よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

第 5 審査会の判断の理由

1 争点

令和 2 年 2 月 4 日までの当審査会に提出された関係書類並びに当審査会に対して行われた審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件処分で公開した文書以外に実施機関は本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性が争点となる。

2 本件処分で公開した文書以外に実施機関は本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性について

- (1) 本件請求である「平成 5 年度 琴平町水道事業会計決算書記載事実の、繰越余剰金約 9,001 万円が、平成 9 年度 琴平町水道事業会計決算書記載事実において、約

26,583万円の累積欠損金に転じた理由を特定し得る資料」については、本件処分で公開された「平成9年9月定例会 琴平町議会会議録（委員長報告）」196頁23行目記載の「現在、平成8年度末段階で、水道の累積赤字が2億311万2,145円になつておることは、ご案内のとおりでございます。これらの原因につきましては、大きく分けますと2つございます。」以降に記載されている。

そして、本件処分で公開された文書以外の本件対象文書の作成・取得について、実施機関に法令上、例規上義務付けられているとは認められない。また、本件処分で公開した文書以外に本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明が不自然・不合理であるとも認められない。

- (3) よって、本件処分で公開した文書以外に実施機関は本件対象文書を保有していないとした判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関に行政文書の公開を超えて特定の見解を求めようとしている。しかし、情報公開条例は、実施機関が保有している行政文書の公開を請求する権利を認めていたにすぎず、それを超えて特定の見解を求める権利まで認めているものではない。

その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書において縷々主張するが、いずれも情報公開に直接関係せず当審査会で審議すべき事項ではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和元年12月10日 諒問（元琴議発第74号）の受理
- (2) 令和2年2月4日 審議

以上